

一般社団法人日本前庭理学療法学会 旅費規程

（規程の趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本前庭理学療法学会（以下、本会）の事業遂行に必要な旅費に関する基準を定めるものとする。

（旅費の支給範囲）

第2条

1. 本会の理事および監事が理事会に出席した場合、又は本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。
2. 本会学術大会期間中に総会、臨時総会、理事会、委員会を開催する場合は原則として旅費を支給しない。
3. 本会から委嘱された、若しくは公文書により依頼を受けた正会員が、本会の公務として、講師、委員等として旅行した場合は、旅費を支給する。
4. 本会の正会員以外の者が、本会から公文書により依頼を受け、講師、委員等として、又は本会の事業に従事するために旅行した場合は、旅費を支給する。
5. 第1項から第4項の規定にかかわらず、他団体及び他の民間会社等の会議等が同日若しくは同日に前後して行われ、同一の旅行に対して他団体及び他の民間会社等から旅費が支給される場合は、原則として旅費を支給しない。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃及び宿泊料とする。

（旅費の計算）

第4条

1. 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により計算する（別表1）。国内旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃又はバス賃の実費を支給する。宿泊料の上限は原則として政令指定都市は 15,000 円、その他は 12,000 円とする。ただし、合理的な理由がある際には領収書を添付することで上限額以上を支給することも可能である。
2. 片道 300km 以上で飛行機を利用できるのは、大幅に旅程時間が短縮できる、宿泊を要しなくなるなどの合理的な理由があるときに限る。
3. 飛行機を利用するときは、宿泊パックや早割切符などの活用に努める。なお、旅券等のキャンセル料が生じた場合は、本会が負担する。
4. 片道50km以上の場合、特急急行料金の自由席又は指定席を利用可能とする。原則として、申請者の住所を確認のうえ、本会が合理的と認める経路に基づく相当額を支給し、領収書の提出は不要とする。ただし、当該経路による支給額に不服がある場合は、乗車券の領収書を添付することで実費支給も可能とする。
5. 片道100km 以上の場合、新幹線の自由席又は指定席を利用可能とする。原則として、申請者の住所を確認のうえ、本会が合理的と認める経路に基づく新幹線運賃相当額を上限として支給し、領収書の提出は不要とする。ただし、当該経路による支給額に不

服がある場合は、乗車券の領収書を添付することで実費支給も可能とする。

（各種領収書の取り扱い）

第5条 飛行機、宿泊費は領収書を必要とする。やむを得ない事由で領収書が提出できない場合、運賃にあつては最も経済的な料金で、宿泊費にあつては一律10,000 円で支給することができる。

（旅費の請求）

第6条 旅費を請求するものは、旅費発生後 2 週間以内に領収書を添付した請求書を事務局会計担当に提出しなければならない。

（外国旅行）

第7条 国外旅行の旅費は、その都度理事会が決定する。

（委任）

第8条 この規定に定めない事項については、事務局長が定める。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

（補足）

第10条 謝金を伴う用地にかかわる交通費及び宿泊費の取扱いは第4条を準用するが、源泉税の対象となる。

別表 1 利用区分

	片道50km未満	片道50km以上	片道100km以上	片道300km以上
利用可能	鉄道・バス等	特別急行	新幹線	飛行機
領収書	不要	不要	不要	必要

※ グリーン車、プレミアムシート、J シートの利用は原則として認めない

附則

この規則は2025年7月18日から施行する(2025年7月17日理事会議決)。

一般社団法人日本前庭理学療法学会 謝金規定

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人日本前庭理学療法学会の定款第3条に基づき、この法人の実施する事業、学術大会、セミナー、各種研修会等の開催に関する謝金について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(謝金の定義)

第2条 謝金とはこの法人の実施する事業、学術大会、セミナー、各種研修会などにおいて、会議や講演、実技指導などに対して支払われる金銭を言う。

(適用の範囲)

第3条 この規則に示す基準は、原則としてこの法人の実施する事業すべてに適用する。ただし、特別講演等、特別に配慮を要する場合は除外する。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は別表の通りとする。旅費については旅費規程を準用して報酬に加算して支給するものとする。
前項の規定にも関わらず、判断が困難な場合は、この法人の理事会に諮り、決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

別表

	学術大会講演、セミナー、 研修会 60分以上90分以下	学術大会講演、シンポ ジウム等 60 分未満
日本前庭理学療法学会会員 日本前庭理学療法学会非会員	40,000 円を上限	30,000 円を上限
※ 2コマ以上の場合は、2コマ以上を50%として算出		

臨時雇用賃金
事業運営 2,000 円/時間
事前事後業務 10,000 円/1 事業
事業運営の一人一日あたり上限は10,000 円

【注】

上記金額は税込み金額である。

謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等および所管する税務署の指示に従うこととする。

附則

この規則は2025年7月1日から施行する(2025年7月1日理事会議決)。

附則

この規則は2026年7月1日から施行する(2026年6月9日理事会議決)。

選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第5章第22条～29条に基づき、役員の選出に関する事項をこの規程に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 定款第5章第24条により、選挙管理委員会を置く。

2) 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。

3) 選挙管理委員は、立候補により正会員の中から社員総会で選出する。立候補者が欠員の場合は理事会が推薦する。

4) 選挙管理委員会は、3名以内の委員をもって構成し、うち委員長を1名置く。

5) 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。

6) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。

7) 選挙管理委員は、選挙管理委員長に事故等により職務を遂行できない場合、その役務を代行する。

8) 選挙管理委員の任期は、選出された社員総会終結のときから4年後の社員総会終結のときまでとし、4年ごとに2名を改選する。ただし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または他の在任委員の任期の残存期間とする。

9) 委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

10) 選挙管理委員に欠員が生じたときは直近の総会で選出する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

11) 選挙管理委員の委嘱は、理事長が行う。

12) 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会に報告後、選挙人にその内容を周知する。

(1) 選挙人について

(2) 選挙の告示について

(3) 立候補の受付について

(4) 立候補者一覧について

(5) 投票について

(6) 開票について

(7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 理事選挙

(理事選挙施行の公告)

第3条 選挙管理委員会は、理事選挙の期日、立候補の締め切り日等を選挙が施行される前に、ホームページおよび会員向けメールに公告する。

(理事選挙の立候補)

第4条 正会員の立候補制とする。ただし、立候補者は選挙の年の3月31日において65歳未満でなければならない。

2) 立候補する者は、立候補届に必要事項を記入し、電子メールにて立候補締め切り期日までに選挙管理委員会に提出するものとする。

3) 選挙管理委員会は、立候補者が定款に定める定数に満たない場合は立候補の締め切りを延長することができる。延長する場合の立候補締め切り期日は当学会ホームページ上に公告する。

(立候補者の公告)

第5条 選挙管理委員会は、理事選挙立候補者に関する情報を、当学会ホームページに公告する。

2) 理事選挙の名簿は、選挙告示日時点の正会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第6条 理事選挙の被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録し、かつ会費を完納している者とする。

(選挙権)

第6条 選挙権を有する者は、選挙の告示日において正会員であり、かつ会費を完納している者とする。

(理事選挙)

第8条 理事立候補者数が、定款第5章第22条の定数を超える場合は、正会員による投票を施行し、得票数の順位により理事選挙の当選人を決定する。

2) 投票は、定数内連記投票とする。

3) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。

4) 選挙の最下位の得票数が同数で、定数を上回る場合は最下位の候補者について抽選にて決定する。

5) 立候補者数が、定款第5章第22条の定数以内の場合は無投票当選とする。

6) 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任、又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

(開票・異議申立)

第9条 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

2) 開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。

3) 立会人は、選挙管理委員が選任する。

第10条 当学会の正会員は、選挙管理委員に理事選挙結果の異議を申し立てることができる。異議申し立ては、選挙結果広報後14日以内に行うものとし、異議に対する対応は選挙管理委員会が審査し決定する。

(理事選挙結果の公告)

第11条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

2) 理事選挙結果は当学会ホームページに公告するとともに立候補者に通知する。

(選挙広報)

第12条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報をホームページ等により行う。

2) 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、又は関わってはならない。

(選挙違反)

第13条 選挙管理委員会は、前条第2項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

1) 厳重注意

2) 戒告

3) 選挙権・被選挙権取消し

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和8年6月16日より施行する。